

(必ずお読みください) 利用者負担についての お知らせ

お問い合わせ先

岡山市 岡山っ子育て局 保育・幼児教育部
就園管理課（保育事務センター）

■保育事務センター (086) 226-0201 ※月～金（祝日除く）9:00～17:00
■就園管理課 (086) 803-1432 ※月～金（祝日除く）8:30～17:15

令和元年度 利用者負担額表（後期分：9月から3月）

表中の（ ）内の数字は、第2子の金額です。

●1号認定（教育利用） 幼稚園授業料・認定こども園利用料（単位：円）

階層区分	市町村民税課税額	授業料・利用料	
		令和元年9月まで	令和元年10月から
A(生活保護受給世帯等)		0	
B(市町村民税非課税又は均等割のみ課税世帯)		3,000	(0)
C (市町村民税課税世帯)	1 所得割合算額 77,101円未満	6,300	(3,150)
	2 所得割合算額 211,201円未満	7,300	(3,650)
	3 所得割合算額 211,201円以上	8,300	(4,150)

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。
詳しくは裏面をご覧ください。



●2号・3号認定（保育利用） 保育園保育料・認定こども園利用料（単位：円）

階層区分	市町村民税課税額	保育料・利用料 令和元年9月まで						保育料・利用料 令和元年10月から			
		保育標準時間			保育短時間			3歳未満児		3歳以上児	
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A(生活保護受給世帯等)		0	0	0	0	0	0	0	0		
B(市町村民税非課税世帯)		4,000 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	4,000 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	0	0		
C (市町村民税課税世帯)	1 均等割のみ課税	9,000 (4,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,800 (4,400)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)	9,000 (4,500)	8,800 (4,400)		
	2 所得割合算額 10,800円未満	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	9,800 (4,900)	7,800 (3,900)	7,800 (3,900)	10,000 (5,000)	9,800 (4,900)		
	3 所得割合算額 48,600円未満	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	11,700 (5,850)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)		
	4 所得割合算額 57,700円未満	14,000 (7,000)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	13,700 (6,850)	11,700 (5,850)	11,700 (5,850)	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)		
	5 所得割合算額 65,000円未満	16,000 (8,000)	14,000 (7,000)	14,000 (7,000)	15,600 (7,800)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)	16,000 (8,000)	15,600 (7,800)		
	6 所得割合算額 77,101円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)	20,000 (10,000)	19,500 (9,750)		
	6 所得割合算額 81,000円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)	20,000 (10,000)	19,500 (9,750)	0	0
	7 所得割合算額 97,000円未満	24,000 (12,000)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)	23,500 (11,750)	21,500 (10,750)	21,500 (10,750)	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)		
	8 所得割合算額 121,000円未満	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	24,000 (12,000)	27,400 (13,700)	24,500 (12,250)	23,500 (11,750)	28,000 (14,000)	27,400 (13,700)		
	9 所得割合算額 145,000円未満	32,000 (16,000)	28,000 (14,000)	26,000 (13,000)	31,300 (15,650)	27,400 (13,700)	25,500 (12,750)	32,000 (16,000)	31,300 (15,650)		
	10 所得割合算額 169,000円未満	36,000 (18,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)	35,300 (17,650)	30,400 (15,200)	26,500 (13,250)	36,000 (18,000)	35,300 (17,650)		
	11 所得割合算額 199,000円未満	40,000 (20,000)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	39,200 (19,600)	32,300 (16,150)	27,400 (13,700)	40,000 (20,000)	39,200 (19,600)		
	12 所得割合算額 229,000円未満	43,000 (21,500)	34,500 (17,250)	29,000 (14,500)	42,200 (21,100)	33,800 (16,900)	28,400 (14,200)	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)		
	13 所得割合算額 301,000円未満	45,700 (22,850)	35,900 (17,950)	29,900 (14,950)	44,900 (22,450)	35,200 (17,600)	29,300 (14,650)	45,700 (22,850)	44,900 (22,450)		
	14 所得割合算額 397,000円未満	48,000 (24,000)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	47,100 (23,550)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)		
15 所得割合算額 397,000円以上	55,700 (27,850)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	54,700 (27,350)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)	55,700 (27,850)	54,700 (27,350)			

太枠内は、裏面の軽減制度（★1）の対象範囲

◎ 2号認定を受けた方で、幼稚園を利用される場合の利用者負担額は、1号認定の表を適用します。
 ◎ 後期分（令和元年9月分～令和2年3月分）の利用者負担額は、令和元年度の市町村民税所得割額（住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体への寄附金控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける前の額）が算定基礎となります。
 ◎ 年齢は年度初日の前日（3月31日）の満年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わっても、この表における年齢区分は変わりません。
 ◎ 政令指定都市においては、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、従前の6%（※名古屋市のみ5.7%）で算出した額が算定基礎となります。
 ◎ 太枠内は、裏面の軽減制度（★1）の対象範囲を示したものです。（詳細は裏面をご覧ください。）

幼児教育・保育の無償化について（令和元年10月から）

■無償化の内容

① 幼稚園、認定こども園（教育利用）	満3歳児～5歳児クラスの授業料・利用料が無償（幼稚園は月額25,700円まで）
② 認可保育園、認定こども園（保育利用）	3～5歳児クラスの保育料・利用料が無償
③ 幼稚園、認定こども園の預かり保育	①のうち、保育の必要性がある子どもの利用料が無償（450円×利用日数（月額11,300円が上限））

○ 0～2歳児クラスの子どもは、住民税非課税世帯に限り無償化の対象となります。

■無償化の対象とならない費用

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外になります。
- 3～5歳児クラスの保育利用の子どもの副食費は、これまで保育料・利用料に含まれていましたが、無償化後は保育料・利用料と切り分けられて各施設での徴収となります。
 - ※ 私立保育園・認定こども園等の副食費は、各園が設定した額になりますので、各園にご確認ください。
 - ※ 公立保育園・認定こども園の副食費は、岡山市公式ホームページにてご確認ください。（市トップページから「無償化」で検索）

利用者負担額軽減制度について

★1 ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

≪対象世帯≫ ① ひとり親世帯（事実婚を除く）、② 在宅障害児(者)が居る世帯、③ 生活困窮世帯等市長が認めた世帯で、下表の階層区分に該当する世帯

		2号・3号認定（保育利用）のみ対象			
階層区分	B	C1	C2	C3	C4からC6の一部（所得割の額が77,101円未満）
軽減後の金額	0円	利用者負担額表の金額から1,000円を差し引いた額の2分の1の額		利用者負担額表の（ ）内の額 ※ ただし、3歳未満児は9,000円が上限 3歳以上児は6,000円が上限	
※ 同一生計のお子さんが2人以上いる世帯の場合は、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と考え、認定を受けたお子さんが第2子以降に当たる場合には、そのお子さんの利用者負担額は0円となります。					

○ 年度ごとに「利用者負担額軽減申出書」の提出が必要です。年度をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

必要な添付書類	① ひとり親世帯…………… 児童扶養手当証書の写し 又は ひとり親医療受給者証の写し ※ 上記のどちらも受給されていない方は、お問い合わせください。
	② 在宅障害児(者)のいる世帯… 手帳[身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳]の写し

※ 岡山市に住所（住民票）がある方で、マイナンバー届出用紙をご提出の場合は、上記添付書類については不要です。

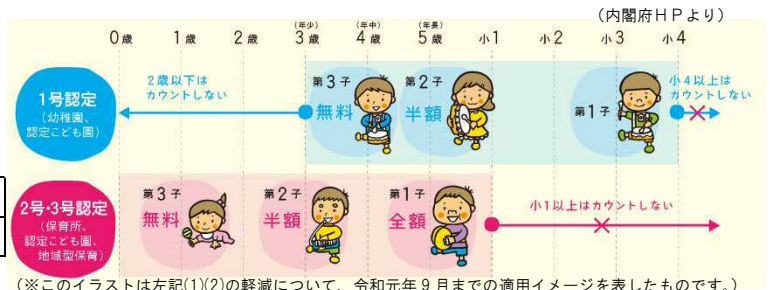
★2 多子世帯の利用者負担額軽減について

(1) 教育利用（幼稚園・認定こども園）※令和元年9月まで適用
小学校3年生以下のお子さんから第1子と数えます。

軽減内容	第2子	利用者負担額表の（ ）内の金額
	第3子以降	0円

(2) 保育利用（保育園・認定こども園・地域型保育事業）
小学校就学前のお子さんから第1子と数えます。

軽減内容	第2子	利用者負担額表の（ ）内の金額
	第3子以降	0円



※ 小学校就学前のお子さんについては、教育又は保育施設等に通っている場合のみカウントの対象となります。
※ 令和元年10月以降は、小学校就学前のお子さんが企業主導型保育事業に通っている場合もカウントの対象となります。

(3) ただし、以下の場合には、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えます。

① 同一生計のお子さんが2人以上おり下表の階層区分に該当する世帯 ※教育利用に係る軽減は令和元年9月まで適用

		2号・3号認定（保育利用）のみ			
階層区分	B	C1	C2	C3	C4
軽減内容	第2子	0円	利用者負担額表の（ ）内の金額		
	第3子以降	0円			



② 同一生計のお子さんが3人以上おり、階層区分がC5からC15に該当する世帯

軽減内容	保育施設等を利用しているお子さんが第3子以降かつ3歳未満児（平成31年3月31日時点での満年齢）の場合	利用者負担額表の金額（（ ）内の額も含む）の半額
------	---	--------------------------

※ 同一世帯に、教育又は保育施設等に通うお子さんのほかに、私立幼稚園（あけぼの幼稚園・中仙道幼稚園除く）に通園又は児童発達支援等を利用しているお子さんがいる場合は、申出書が必要となることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

※ 同一生計のお子さんで住民票が分かれている場合は、「別世帯で同一生計の子どもに関する申告書」をご提出ください。